

# 県内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの 発生に伴う緊急防疫会議

日 時：令和7年11月22日 午前11時から  
場 所：県庁防災庁舎7階 防72号室

## 1 開 会

## 2 協議事項

(1) 高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について

(2) 県内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策の徹底  
について

## 3 閉 会



# 高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について

令和7年11月22日  
宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部

## 1 農場の概要

所在地：日向市

飼養状況：肉用鶏 48,000 羽

## 2 これまでの経緯

### 11月21日（金）

11:30 当該農場において、死亡鶏が増加した旨、延岡家畜保健衛生所が通報を受け、農場立入検査を実施

13:30 同家畜保健衛生所が当該農場において、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザ陽性を確認

15:20 宮崎家畜保健衛生所の簡易検査でA型インフルエンザ陽性を確認

15:30 宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置

17:00 第1回防疫対策本部会議を開催

### 11月22日（土）

6:00 宮崎家畜保健衛生所におけるPCR検査の結果、H5亜型と判明

8:00 国が疑似患畜と確定し、同時に農場等での防疫措置開始

## 3 防疫措置の実施状況

### (1) 発生農場の殺処分、埋却等

作業動員数（予定を含む） 計339名

11月22日（第1陣） 113名  
11月22日（第2陣） 113名  
11月23日（第3陣） 113名

※ 県、地元市町村、県建設業協会、JA、畜産関係団体、  
地元バス会社など多くの団体・企業等の御協力をいただいている

### (2) 制限区域の設定

11月22日（土）8時00分に移動制限及び搬出制限区域を設定（告示）

#### 【制限区域内の養鶏農場数及び飼養羽数】

| 制限区域               | 農場数   | 飼養羽数       | 区域内市町村  |
|--------------------|-------|------------|---------|
| 移動制限区域<br>(3km以内)  | 9 農場  | 約 59.2 万羽  | 日向市     |
| 搬出制限区域<br>(3~10km) | 49 農場 | 約 174.3 万羽 | 日向市、門川町 |
| 合計                 | 58 農場 | 約 233.5 万羽 | 1 市 1 町 |

(3) 消毒ポイント 11月22日(土) 8時00分から運営開始

|   | ポイント名                | 設置範囲 | 設置道路    | 住所            | 消毒方法  | 運営時間 |
|---|----------------------|------|---------|---------------|-------|------|
| 1 | JAみやざき日向地区本部農業機械センター | 3km  | 広域農道    | 日向市塩見11506    | 動力噴霧器 | 24時間 |
| 2 | 門川町総合文化会館            | 10km | 国道10号線  | 門川町南町6丁目1番    | 動力噴霧器 |      |
| 3 | サンドーム日向              | 10km | 国道10号線  | 日向市財光寺1942    | 消毒ゲート |      |
| 4 | 東郷体育馆                | 10km | 国道327号線 | 日向市東郷町山陰丙1410 | 消毒ゲート |      |



(4) 制限の対象外（例外協議）

特定家畜伝染病防疫指針に基づき、一定の要件を満たした農場から卵や鶏を移動するため、国との協議を継続中

併せて、移動制限区域内で稼働を停止している「食鳥処理場」や「ふ卵場」

に対し、再開へ向けた国との協議へ向け、施設の衛生管理等など再開の要件を確認中

#### (5) 発生状況確認検査

移動制限区域内の全ての農場の検査を実施中

### 4 県内での発生を受けての対応

- ① 制限区域内の全農場を対象に、毎日の死亡羽数についての報告徵求  
→ 死亡羽数が増加している農場は立入検査を実施
- ② 緊急防疫会議の開催
- ③ 防疫対策強化通知の発出
- ④ 家畜防疫情報メールの発信

### 5 今後の防疫措置の予定

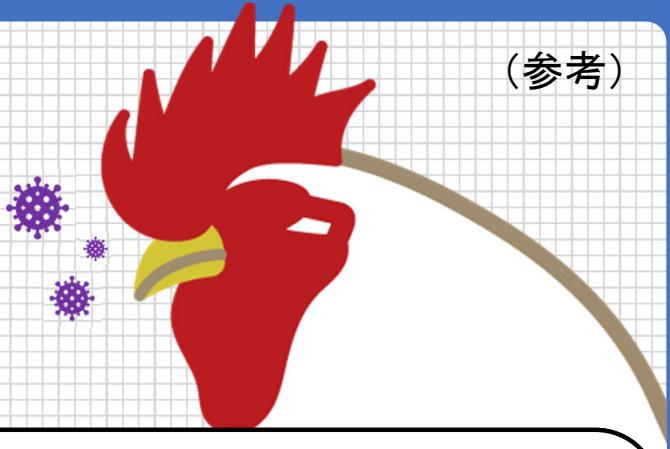
- ① 本日中の殺処分終了、明日までの防疫措置完了を目指す
- ② 防疫措置完了後 10 日が経過した後に、清浄性確認検査(移動制限区域内農場)及び搬出制限区域解除検査(搬出制限区域内農場)を実施
- ③ ②の検査で陰性が確認された場合、搬出制限区域を解除  
※ 搬出制限区域の解除に合わせて一部の消毒ポイントの運営を終了予定
- ④ 防疫措置完了後 21 日が経過した後に、移動制限区域を解除

### 6 防疫措置等の情報提供について

- ① 県庁HP  
発生状況、本部会議資料等を随時情報発信
- ② 家畜防疫情報メール  
発生状況及び防疫措置等の情報を発信

## 対策のポイント

# 高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

## 農場における発生予防対策

### 農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

#### ■ 人、物、車両の出入時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・家きん舎ごとの専用の靴の使用。

#### ■ 野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。  
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

## 重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

## 健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



## 野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止



# ⚠ 鶏舎周辺のねずみの駆除を行いましょう!

県内全域で高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが極めて高い状況です  
発生を防止するため、普段から行っている鶏舎へのねずみの侵入防止対策を強化しましょ

## 殺そ剤を用いたねずみ対策の一例

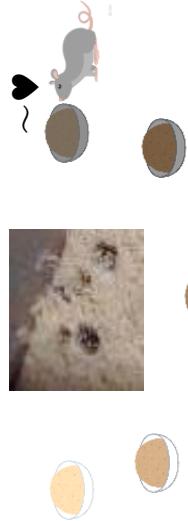
### ラットサインを見つける



### 糞 足跡

- (その他のラットサイン)
  - 配線等のかじり跡
  - 体のこすり跡(黒光り)
  - ねずみを直接見かけるなど

### 嗜好性調査



魚粉、さなぎ粉(釣り用)、天かす、油揚げ、  
飼料、三温糖、用済みの天ぷら油など

### 毒餌の調合、配置、評価

#### (調合)

- 好物を混ぜる
- 手袋をする

#### (配置)

- ラットサイン周辺を中心にして



- (評価)
  - 毒餌が減っているか確認
  - 1-2週間は設置を続ける

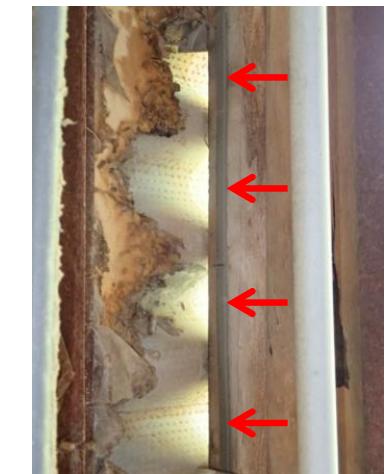
鶏舎内につながる侵入口をふさぐ、農場内の整理整頓や草刈り等による環境整備、  
石灰や消毒薬散布等の対策をあわせて行いましょ

# 巡回前の自己点検を頼ります!

確認したら✓しましょう😊

~鶏舎点検のポイント~

屋根と壁のすき間

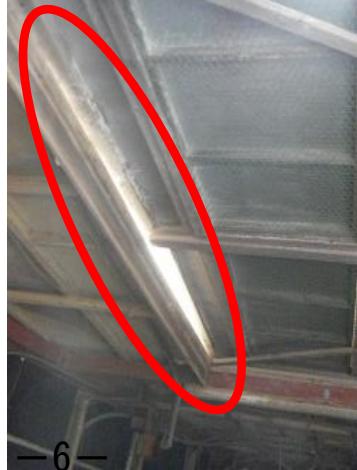


壁や天井のすき間は  
鶏舎内側から見てみましょう

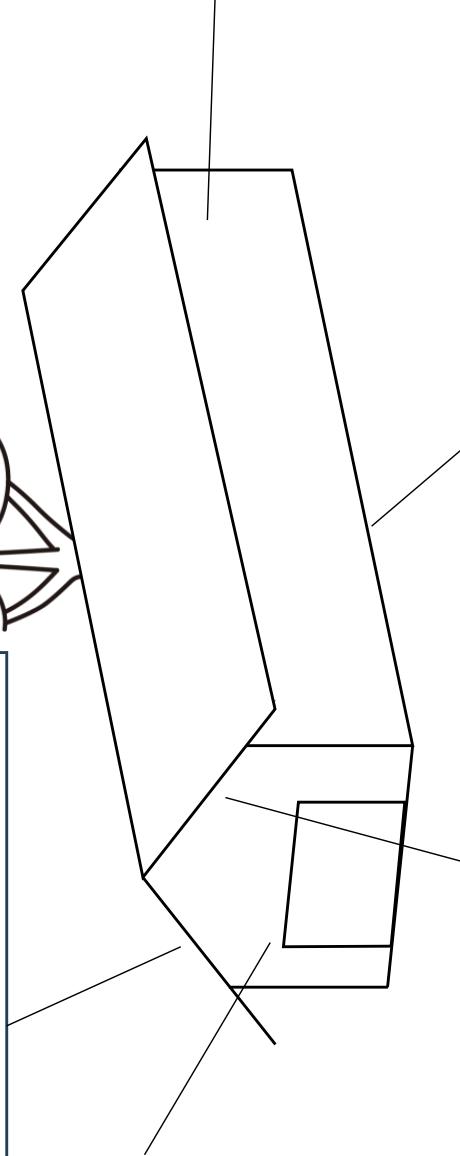
除草や枝打ち



扉まわりのすき間



金網の破損



鉄鋼やパイプまわりのすき間



排水溝のすき間



26230-1287  
令和7年11月22日  
(公印省略)

家きん飼養者 各位

宮崎県農政水産部長

県内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に  
伴う防疫対策の強化について

日頃から、本県の家畜衛生行政に御理解と御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。  
高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）につきましては、県内の複数の野鳥からウイルスが検出されたことを受け、これまで対策を徹底していたところですが、本日、日向市の肉用鶏農場において本病の疑似患畜が確認されました。  
今後、県内各地への渡り鳥の飛来が最盛期を迎えるため、本病ウイルスがこれまで以上に農場へ持ち込まれると想定されます。

つきましては、農場内に持ち込まれたウイルスを鶏舎内へ絶対に侵入させないため、改めて、次のウイルス侵入防止対策について 『隙なく』 『例外なく』 徹底するようお願いします。

ウイルスを鶏舎内へ持ち込まないための3つの対策（再徹底!!）

- ★ 全ての作業従事者等による鶏舎専用長靴等の使用、鶏舎入口での手指の消毒等
- ★ 鶏舎周囲への定期的な消石灰の散布、草払い等による環境整備
- ★ 鶏舎及び防鳥ネット等の破損箇所のチェック及び確実な修繕

（文書取扱 家畜防疫対策課）

担当：防疫指導担当 倉永  
TEL：0985-26-7139（直通）  
FAX：0985-26-7329